

熊本市・城南町 合併協議会だより



第3号
2009.5



【熊本市】「水前寺成趣園」：桃山式日本庭園には、年中湧水の絶えることのない池を中心に東海道五十三次を模した庭園が広がっています。



【城南町】国指定史跡「御領貝塚」：縄文時代の史跡であり、総面積約4haと推定される西日本最大級の貝塚です。おびただしい貝殻は見るものを圧倒します。

第4回 熊本市・城南町合併協議会



第5回 熊本市・城南町合併協議会



第4回 熊本市・城南町合併協議会開催

日 時 平成21年2月24日(火) 午前9時～
場 所 KKRホテル熊本 「有明」・「不知火」

平成21年2月24日に第4回熊本市・城南町合併協議会を開催しました。

第4回協議会では、議員専門部会からの報告、前回提案のあった「地方税の取扱い」、「企画財政関係事業について(その1)」、「市民生活関係事業について(その1)」、「子ども未来関係事業について(その1)」、「都市建設関係事業について(その1)」の5つの協議項目について協議を行い、承認されました。

また今回は、「地域自治組織等の取扱い」、「子ども未来関係事業について(その2)」、「都市建設関係事業について(その2)」、「教育関係事業について(その1)」が提案され、次回協議会で協議されます。



【第3回議員専門部会報告事項】

平成21年2月17日に開催された第3回議員専門部会では、前回提案し継続審査となっていた協議第8号の審議が行われ、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認されたことが報告されました。

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて

- 合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。
1. 名称は、城南町とする。
2. 設置期間は、合併の日から5年間とする。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

| 協議項目 | 提案 | 承認 | 状況 |
|------------------------|-----|-----|------|
| 協議第1号 合併の方式 | 第1回 | 第1回 | 協議終了 |
| 協議第2号 合併の期日 | 第1回 | 第1回 | |
| 協議第3号 新市の名称 | 第1回 | 第1回 | 協議終了 |
| 協議第4号 新市の事務所の位置 | 第1回 | 第1回 | 協議終了 |
| 協議第6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い | | | 説明のみ |
| 協議第8号 地域自治組織等の取扱い | 第2回 | 第3回 | |
| 協議第11号 合併市町村基本計画 | | | |

承認項目

協議第9号 地方税の取扱いについて

- 城南地域に係る都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。
なお、城南地域に係る都市計画税の相当額については、城南地域における都市基盤整備などに要する費用に充てていくものとする。
- 城南地域に係る事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とし、その後は熊本市の例に統一する。
なお、城南地域に係る事業所税の相当額については、城南地域における都市基盤整備などに要する費用に充てていくものとする。
- 城南地域に係る法人市(町)税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は不均一課税(現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。
- 個人市(町)民税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- 固定資産の概要については、次のとおりとする。
 - 固定資産税については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。また、合併時に城南町工場等設置奨励条例に基づき指定を受けている企業などに対する課税免除については現行どおりとする。
 - 固定資産の評価方法については、平成24年度(又は平成27年度)の評価替え時に熊本市の例に統一する。

原案承認

【制度比較と内容】

●税の納期および納付書発送

熊本市は、各税4期の納期。城南町は、集合税のため10期の納期です。合併後は、各税4期の納期となります。また、納付書発送についても当初一括発送となります。

●コンビニエンスストアでの市税収納

熊本市のみで実施のコンビニエンスストアでの市税収納については、城南町地域でも実施可能となります。収納できる税目は、「軽自動車税」「市県民税」「固定資産税」です。

●所得税および住民税の申告・相談

現在、城南町においては、確定申告の時期に合わせ、役場にて所得税および住民税の申告・相談受付が行われ、課税支援システムにて申告相談に対応しています。熊本市においては、1月下旬から3月中旬にかけて、相談日を定め、各市民センター、総合支所、税務署申告センターにて申告・相談受付が行われ、記載指導にて対応しています。

合併後は、熊本市の申告・相談体制となりますが、協議会では、住民サービスの低下とならないよう十分配慮を行ってほしいとの要望がなされました。

●軽自動車(原動機付自転車・小型特殊自動車)標識交付および廃車

城南町において交付されている標識は、合併後も有効とされ、熊本市の標識へ交換される際は、無料となります。

●地域コミュニティセンター運営・建設事業
合併後は、城南地域においても、1校区に1ヶ所設置される予定です。

協議第20号

子ども未来関係事業について(その1)

- 乳幼児健診については、5年間現行のとおり継続する。その間、新市において5歳児健診の実施を含め、対象者及び健診内容の検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一する。
- 組織育成(母子保健)については、熊本市の例に統一する。ただし、城南町の母子保健推進員に対する報酬については、3年間現行のとおり継続する。
- 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - 歯科保健推進事業(フッ素塗布等)
 - ひとり親家庭等医療費助成事業
 - 保育所特別保育事業(1)(延長保育事業等)
 - 社会教育関係団体(子ども会育成者連合会)への補助金
 - 青少年育成会議
 - 青少年健全育成事業
- 次の事業については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
 - 保育所特別保育事業(2)(一時保育事業等)
 - 公立幼稚園保育料等
- 地域子育て支援センター事業については、5年間現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- 母親クラブ補助金については、熊本市の例に統一し、現在、城南町で補助金を交付している2団体については、引き継ぎ補助対象団体とする。
- 児童育成クラブ管理運営事業のうち、事業内容は現行のとおり継続し、運営費補助は、熊本市の例(児童育成クラブ運営費補助)に統一する。

1.4.5は修正承認 2.3.6.7は原案承認

原案承認

【制度比較と内容】

●都市計画税

現在、城南町には無い制度。合併し、政令指定都市となった場合に、城南地域にも都市計画の区域区分(線引き)がなされ、市街化区域と市街化調整区域に区分されます。その市街化区域内の土地・家屋の所有者に、課税標準額の0.2%が課税されます。

●事業所税

現在、城南町には無い制度。合併の年度とその後5年間は合併特例法により課税免除となります。課税対象は、資産割として、事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所に対し、1㎡当たり年額600円。従業者割として、合計従業員数が100人を超える事業所に対し、従業員に支払った給与総額の0.25%が課税されます。

●法人市(町)民税

熊本市の税率は、均等割・法人税割(14.7%)ともに制限税率。城南町は、均等割・法人税割(12.3%)ともに標準税率。税率が違うため、合併の年度とその後5年間は合併特例法により不均一課税(現行の税率を採用)となります。その後は、熊本市の税率となります。

●個人市(町)民税

両市町とも税率は同一です。

●固定資産税

両市町とも税率は同一です。宅地の評価方法については、熊本市は路線価方式、城南町は状況類似方式(一部は路線価方式)であり違いがありますが、基本的な評価方法は異なるものではないため、評価替え時に熊本市の評価方法に統一されます。

協議第17号

企画財政関係事業について(その1)

- 慣行のうち、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 税の納期及び納付書発送については、熊本市の例に統一する。ただし、電算システム統合までの間、必要な経過措置を設ける。
- コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。
- 所得税及び住民税の申告・相談については、熊本市の例に統一する。

1.3.4.5.6.7は原案承認 2.8は修正承認

【制度比較と内容】

●町名・字名の取扱い

熊本市の区域内はそのままですが、城南町の区域内の町名は「下益城郡」が「熊本市」となり、「大字●●」から「大字」を削除します。

例)下益城郡城南町大字赤見〇〇〇番地○

↓

熊本市城南町赤見〇〇〇番地○

●交通安全協会

城南町の安全協会各支部への補助金は、5年間は現行の活動費を維持するため助成が行われます。

●交通傷害保険

熊本市民交通傷害保険は、平成20年度をもって廃止となりました。

●地域公民館(社会教育施設)への補助金

熊本市の補助金制度が有利であるため、熊本市の制度に統一されます。

【制度比較と内容】

●乳幼児健診

5年間は現行のとおり実施し、その間、城南町独自の健診である5歳児健診の実施を含めた内容などの検討を行い、健診制度の再編を図ったうえで統一されます。

●公立幼稚園保育料等

熊本市の公立幼稚園の保育料は、平成20年度年額75,600円(月6,300円)で入園料は無。城南町立隈庄幼稚園の保育料は、平成20年度年額60,000円(月5,000円)で入園料4,000円。

相違があるため、5年間は現行のとおりとし、その後、熊本市の保育料に統一されます。

協議第23号

都市建設関係事業について(その1)

- 次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - 地方バス(補助金等)
 - 里道の整備
- 都市計画区域及び区域区分のうち、都市計画区域については、現行のまま引き継ぐ。
区域区分(線引き)については、合併後に政令指定都市となる場合に行い、同時に集落内開発制度の適用を行う。

原案承認

【制度比較と内容】

●里道の整備

熊本市の制度が有利であるため、熊本市の制度に統一されます。

●都市計画区域および区域区分

現在、熊本市は熊本都市計画区域。城南町は城南都市計画区域です。合併後もそれぞれの都市計画区域のまま引き継がれます。ただし、熊本市が政令指定都市となった場合は、市街化区域と市街化調整区域とに区域区分(線引き)がなされます。また、区域区分がなされると同時に、市街化調整区域における集落内開発制度の適用が行われます。

熊本市においては、この集落内開発制度の平成21年度条例化を進めていることから、協議会において、アパート建築を可能としてほしいという城南町の意向を踏まえて条例制定をお願いするという要望がなされました。

提案項目

協議第8号 地域自治組織等の取扱いについて

地域自治組織等の取扱いについては、合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置することが提案されました。

協議第20号 子ども未来関係事業について(その2)

子ども未来関係事業のうち、「乳幼児医療費助成」「保育料」の2項目が提案されました。

協議第23号 都市建設関係事業について(その2)

都市建設関係事業のうち、「市道の整備(幹線及び集落間道路)」「城南町中央土地区画整理組合に係る補助金」「下水道計画」「下水道使用料」の4項目が提案されました。

協議第24号 教育関係事業について(その1)

教育関係事業のうち、「通学区域(高等学校)」「体育協会の組織」「各種大会(出場)補助金」「人権フォーラム(子どもフォーラムを含む)」「就学支援」「育英奨学金(育英事業)」「社会教育団体(PTA連絡協議会)」「社会教育団体(文化協会)への補助金」「施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)」「文化財の保護・管理・運用」「学校給食調理場」「中学校名」「通学区域(小・中学校)」「少人数学級」の14項目が提案されました。



第5回 熊本市・城南町合併協議会開催

日 時 平成21年3月27日(金) 午後2時30分~

場 所 くまもと県民交流館パレア 10階パレアホール

平成21年3月27日に第5回熊本市・城南町合併協議会を開催しました。

第5回協議会では、議案として平成20年度協議会補正予算、平成21年度協議会事業計画および平成21年度協議会予算の3件が提案され、審議の結果、原案のとおり承認されました。

続いて、前回提案のあった「地方自治組織等の取扱いについて」、「子ども未来関係事業について(その2)」、「都市建設関係事業について(その2)」、「教育関係事業について(その1)」の4つの協議項目について協議を行い、「都市建設関係事業について(その2)」の一部を除き承認されました。「都市建設関係事業について(その2)」の一部については継続審議となりました。

また今回は、「一般職の身分の取扱いについて」、「総務関係事業について(その1)」、「企画財政関係事業について(その2)」、「市民生活関係事業について(その2)」、「健康福祉関係事業について(その1)」、「経済振興関係事業について(その1)」、「都市建設関係事業について(その3)」、「教育関係事業について(その2)」が提案され、次回協議会で協議します。



議案

議案第7号

平成20年度熊本市・城南町合併協議会の補正予算について

平成20年度の当初予算に歳入歳出それぞれ6千円を追加し、予算の総額を17,256千円とする補正予算が承認されました。

議案第8号

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の事業計画について

協議会、専門部会や幹事会などの開催や、協議会だよりの発行、ホームページの管理運営などの事業計画が承認されました。

議案第9号

平成21年度熊本市・城南町合併協議会の予算について

平成21年度の協議会予算として、歳入歳出それぞれ18,400千円とすることが承認されました。

承認項目

協議第8号

地域自治組織等の取扱いについて

合併時に城南町の区域に「合併特例区」を設置する。

- 名称は、城南町とする。
- 設置期間は、合併の日から5年間とする。

原案承認

合併により心配される事柄、
①住民の声が届きにくくなるのではないか。
②周辺部になることにより取り残されるのではないか。
③地域の個性や伝統が失われるのではないか。
などに対応するため、合併後の一定期間、その地域の住民の声を反映しつつ、規約で定められた事務を処理するため合併特例区が設置されます。



協議第20号

子ども未来関係事業について(その2)

- 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度(自己負担なし)は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。
- 保育料については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

原案承認

【制度比較と内容】

- 乳幼児医療費助成
現在、城南町は、就学前までは自己負担なしですが、支給方法が償還払いのみとなっています。熊本市は、医科3歳以上就学前まで、歯科5歳以上就学前までについて、1医療機関につき、1ヶ月あたり500円の自己負担がありますが、支給方法は、現物給付と償還払いの併用となっています。
- 合併後は、城南町の自己負担に関する制度は5年間継続されますが、支給方法は、熊本市の制度(現物給付と償還払いの併用)に統一されます。

- 保育料
両市町の保育料を比較すると、所得の低い世帯においては熊本市が安く、所得の高い世帯においては、城南町が安く設定されています。熊本市の制度に統一した

場合に、保育料が高くなる割合が、安くなる割合より若干上回ると考えられるため、5年間は現行のとおりとし、その後熊本市の制度に統一されます。

協議第23号

都市建設関係事業について(その2)

- 市道の整備(幹線及び集落間道路)については、熊本市の例に統一する。城南町で整備中の路線は、幹線道路整備プログラムに取り入れる。
- 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、補助金に関しては平成23年まで、事業資金貸付に関しては平成24年度まで制度(要綱)を運用する経過措置を設定する。その後の取り扱いについては、事業の進捗状況を見ながら組合と協議する。
- 下水道事業については、平成21年度に城南町で策定する汚水計画に基づき、合併後10年程度の完了予定で整備を進める。
- 下水道使用料については、熊本市の例に統一する。

1.4は原案承認 3は修正承認

2 城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、継続審議となりました。

裏面へつづく

【制度比較と内容】

●下水道使用料

使用料金については、従量制の場合、一般家庭用の小口使用者は熊本市が低額ですが、使用量45m³/月以上の事業所などの大口使用者は熊本市が高額に設定されています。

・20m³使用の場合

熊本市 2,240円
城南町 2,940円

一般家庭用の井戸水の場合、城南町が一人世帯では低額ですが、二人世帯以上は、熊本市が低額に設定されています。

熊本市…1世帯につき1,700円
城南町…1人世帯 1,575円
2人世帯 2,625円
3人世帯 3,465円
4人世帯 4,305円
(4人を超える世帯について
は、1人につき525円を加算)

合併後は、熊本市の料金に統一されます。

城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、前回提案時に委員より、城南町の重要な事業であり、もう少し積極的な支援を行うというような調整方針で再検討して欲しいとの意見がされました。再度、調整方針の協議を行っている段階のため、事務局側より継続審議をお願いし、継続審査となりました。



協議第24号

教育関係事業について(その1)

- 1 下記の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・通学区域(高等学校)
 - ・体育協会の組織
 - ・各種大会(出場)補助金
 - ・人権教育(子どもフォーラムを含む)
- 2 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- 3 育英奨学金(育英事業)については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- 4 社会教育団体(PTA連絡協議会)については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- 5 ~~社会教育関係団体(文化協会)への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。~~
- 6 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。
- 7 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮詢する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- 8 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- 9 通学区域(小・中学校)については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- 10 少人数学級については、新市の事業として継続する。

※前回提案時に「体育協会の組織」、「社会教育団体(文化協会)への補助金」を提案していましたが、次回以降に合併特例区の事業として再提案を行うため、今回提案取下げとなりました。

1は修正承認

2、3、4、5、6、7、8、9、10は原案承認

【制度比較と内容】

●就学支援

支援員の配置については、城南町は、平成20年度より、全3小学校に配置(各校1名)され、中学校においても、平成21年度より配置(1名)する予定です。熊本市は、平成19年度に20名を40校に配置(平成21年度より30名配置)しており、今後は年々増員していく予定です。

修学旅行特別支援については、熊本市のみの制度ですが、合併後は城南町地域でも実施されることになります。

●通学区域(高等学校)

市立の必由館高等学校および千原台高等学校については、現熊本市の区域と同じになります。

※県立高校については、平成22年度入学者選抜(平成22年4月入学者)から現行の宇上学区(城南町)熊本学区(熊本市)が統合されて県央学区となる再編案が示されています。

県央学区：済々黌・熊本・第一・第二・熊本西・熊本北・東稜・御船・甲佐・宇土・松橋・矢部・蘇陽高校

●学校給食調理場

給食調理場は、熊本市は単独調理場71場(74校分)共同調理場16場(44校分)となっており、城南町はすべての小・中学校で単独調理場となっています。合併後も現状のまま引き継がれることになります。なお、物資購入などについては、相違があるため5年間の経過措置後、熊本市に統一されます。

●中学校名

熊本市：熊本市立城南中学校
城南町：城南町立下益城城南中学校
であり、合併して下益城郡からはずれると同一の校名になることが考えられるため、関係機関の意見を踏まえ、協議調整を行い決定されます。

●少人数学級

熊本市のみの制度であり、現在は小学校3年生と4年生に導入され、少人数指導を実施しています。合併後は、城南町の地域でも実施されることになります。

提 案 項 目

協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いのうち、「職員任用・給与」の1項目が提案されました。

協議第16号 総務関係事業について(その1)

総務関係事業のうち、「事務組織及び機構の取扱い」、消防防災関係事業として「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」「消防補助金等」「消防水利施設の設置、維持及び管理」「防災無線」、選挙管理事務として「投票区」の7項目が提案されました。

協議第17号 企画財政関係事業について(その2)

企画財政関係事業のうち、広報広聴関係事業として「広報紙」の1項目が提案されました。

協議第18号 市民生活関係事業について(その2)

市民生活関係事業のうち、教育関係事業として「自主文化事業」、その他の事業として「行政広報施設補助金」、行政連絡機構として「行政区・区長組織等(行政連絡員制度)」の3項目が提案されました。

協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)

健康福祉関係事業のうち、国民健康保険事業として「国保料(税)」、

介護保険事業として「介護保険料」、保健衛生事業として「骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診」、各種福祉制度として「熊本市優待証」「戦没者追悼式」「身体障がい者自立支援事業」「地域生活支援事業」「高齢者福祉券交付事業」、上水道事業として「簡易水道組織・補助金」の9項目が提案されました。

協議第22号 経済振興関係事業について(その1)

経済振興関係事業のうち、農林水産関係事業として「農業振興地域整備計画変更」「農区長制度」「水田農業推進協議会負担金」「認定農業者連絡協議会負担金」「農地・水・環境保全向上対策事業」、商工・観光関係事業として「工業活性化支援事業」「企業立地促進事業」「中心市街地活性化対策事業」の8項目が提案されました。

協議第23号 都市建設関係事業について(その3)

都市建設関係事業のうち、建設関係事業として「市道の整備(集落内道路の新設・改良)」「(道路)道路後退による後退部分の取扱い」、下水道事業として「受益者負担金」の3項目が提案されました。

協議第24号 教育関係事業について(その2)

教育関係事業のうち、「体育指導委員」「各種体育施設」「運動施設予約・案内システム」「図書館行事」の4項目が提案されました。

熊本市と城南町の人口・世帯数の比較

(熊本市:平成21年3月1日推計 城南町:平成21年2月末現在)

| | | | | |
|-----|----|----------|-----|-----------|
| 熊本市 | 人口 | 679,741人 | 世帯数 | 281,845世帯 |
| 城南町 | 人口 | 19,977人 | 世帯数 | 7,019世帯 |

編集・発行 熊本市・城南町合併協議会事務局

〒860-8601

熊本市手取本町1番1号(熊本市役所政令指定都市推進室内)

TEL 096-328-2067 FAX 096-323-3060

メールアドレス kuma-jyo-gappei@leo.bbiq.jp